

新旧対照表（週休2日制モデル工事の試行要領について）

新	旧	備考																																								
<p style="text-align: center;">富山県農林水産部所管建設工事に係る 「週休2日制モデル工事」試行要領</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 用語の定義 この要領で使用する用語は、農林水産部土木工事共通仕様書で定める用語のほか、下記による。 (1)～(4) 【省略】 (5) 「現場閉所」とは巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。 現場作業の有無については、受注者に限らず下請負業者、資材業者、運搬業者及び測量業者等の現場で作業する全ての者を対象に判断しなければならない。 (6)～(9) 【省略】</p> <p>3 【省略】</p> <p>4 試行工事の実施 4-1 【発注者指定型】 (1)発注時 「発注者」は、それぞれの経費に、以下の補正係数を乗じて工事費を算出する。</p> <table border="1" data-bbox="329 1440 1196 1839"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補正係数</th> <th>農業農村整備事業</th> <th>治山林道事業</th> </tr> <tr> <th colspan="2">4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td> <td>1.04</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td> <td>1.09</td> <td>1.06</td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td colspan="2">別表のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	補正係数	農業農村整備事業	治山林道事業	4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)		労務費	1.05	1.05	機械経費(賃料)	1.04	1.04	共通仮設費(率分)	1.04	1.04	現場管理費(率分)	1.09	1.06	市場単価	別表のとおり		<p style="text-align: center;">富山県農林水産部所管建設工事に係る 「週休2日制モデル工事」試行要領</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 用語の定義 この要領で使用する用語は、農林水産部土木工事共通仕様書で定める用語のほか、下記による。 (1)～(4) 【省略】 (5) 「現場閉所」とは資材搬入を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 なお、現場作業の有無については、受注者に限らず下請負業者、資材業者、運搬業者及び測量業者等の現場で作業する全ての者を対象に判断しなければならない。 (6)～(9) 【省略】</p> <p>3 【省略】</p> <p>4 試行工事の実施 4-1 【発注者指定型】 (1)発注時 「発注者」は、それぞれの経費に、以下の補正係数を乗じて工事費を算出する。</p> <table border="1" data-bbox="1564 1440 2430 1839"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補正係数</th> <th>農業農村整備事業</th> <th>治山林道事業</th> </tr> <tr> <th colspan="2">4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td> <td>1.07</td> <td>1.06</td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td colspan="2">別表のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	補正係数	農業農村整備事業	治山林道事業	4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)		労務費	1.05	1.05	機械経費(賃料)	1.04	1.04	共通仮設費(率分)	1.05	1.04	現場管理費(率分)	1.07	1.06	市場単価	別表のとおり		<p>現場閉所の定義について、表現を修正。現場事務所での事務作業があった場合は現場閉所とならないことを明確化。</p> <p>農業農村整備事業について、共通仮設費、現場管理費の補正係数の改正</p>
補正係数		農業農村整備事業	治山林道事業																																							
	4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)																																									
労務費	1.05	1.05																																								
機械経費(賃料)	1.04	1.04																																								
共通仮設費(率分)	1.04	1.04																																								
現場管理費(率分)	1.09	1.06																																								
市場単価	別表のとおり																																									
補正係数	農業農村整備事業	治山林道事業																																								
	4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)																																									
労務費	1.05	1.05																																								
機械経費(賃料)	1.04	1.04																																								
共通仮設費(率分)	1.05	1.04																																								
現場管理費(率分)	1.07	1.06																																								
市場単価	別表のとおり																																									

(2) 【省略】

(3) 休日取得実績書の提出

「受注者」は、休日取得実績書を作成し、監督員に求められた場合は提出する。現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに休日取得実績を監督員に提出する。

「監督員」は、必要に応じて休日取得実績書の提出を求めるものとし、提出された休日取得実績書の内容について、作業日報やKY実施記録等により、実施状況を確認するものとする。

(4)～(5) 【省略】

4-2 【受注者希望型】

(1)～(3)

(4) 休日取得実績書の提出

「受注者」は、休日取得実績書を作成し、監督員に求められた場合は提出する。現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに休日取得実績を監督員に提出する。

「監督員」は、必要に応じて休日取得実績書の提出を求めるものとし、提出された休日取得実績書の内容について、作業日報やKY実施記録等により、実施状況を確認するものとする。

(5) 設計変更

「監督員」は、4週8休(現場閉所率 28.5%以上)が達成された場合、下の補正係数を乗じて設計変更を行う。

補正係数	農業農村整備事業	治山林道事業
	4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)	
労務費	1.05	1.05
機械経費(賃料)	1.04	1.04
共通仮設費(率分)	<u>1.04</u>	1.04
現場管理費(率分)	<u>1.09</u>	1.06
市場単価	別表のとおり	

【省略】

(6) 【省略】

5 【省略】

附 則

この要領は、令和 5年 5月15日以降の決裁にかかる工事から適用する。

(2) 【省略】

(3) 休日取得実績書の提出

「受注者」は、休日取得実績書(前月分)を工事履行報告書に添付して監督員に提出する。現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに休日取得実績を提出する。

「監督員」は、提出された「休日取得実績書」の内容について、作業日報やKY実施記録等により、実施状況を確認するものとする。また、提出された「休日取得実績書」を、工事履行報告書(工事完成月においては、完成届)に添付し回議するものとする。

(4)～(5) 【省略】

4-2 【受注者希望型】

(1)～(3)

(4) 休日取得実績書の提出

「受注者」は、休日取得実績書(前月分)を工事履行報告書に添付して監督員に提出する。現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに休日取得実績を提出する。

「監督員」は、提出された「休日取得実績書」の内容について、作業日報やKY実施記録等により、実施状況を確認するものとする。また、提出された「休日取得実績書」を、工事履行報告書(工事完成月においては、完成届)に添付し回議するものとする。

(5) 設計変更

「監督員」は、4週8休(現場閉所率 28.5%以上)が達成された場合、下の補正係数を乗じて設計変更を行う。

補正係数	農業農村整備事業	治山林道事業
	4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)	
労務費	1.05	1.05
機械経費(賃料)	1.04	1.04
共通仮設費(率分)	<u>1.05</u>	1.04
現場管理費(率分)	<u>1.07</u>	1.06
市場単価	別表のとおり	

【省略】

(6) 【省略】

5 【省略】

附 則

この要領は、令和 4年 5月15日以降の決裁にかかる工事から適用する。

書類の簡素化に伴い履行報告書の提出が不要となったため、記載を修正。

書類の簡素化に伴い履行報告書の提出が不要となったため、記載を修正。

農業農村整備事業について、共通仮設費、現場管理費の補正係数の改正